

K-Report

2016年 4月 1日発行
第 6 卷 第 4 号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612

目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 平成28年度の雇用保険料率が引き下げに

1月15日に厚生労働大臣から労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関）に対し、「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」が諮問され、妥当という答申がありました。同法案要綱では、雇用保険の財政状況等を勘案して、平成28年度は失業等の給付に係る雇用保険料率（労働者負担・事業主負担とも）と、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）を引き下げることが盛り込まれています。1月29日に雇用保険法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、現在審議中（3月24日時点）となりますが、近日中には正式に発表される見込みです。

仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合の平成28年度の雇用保険料率は以下のとおりとなります。

【平成28年度の雇用保険料率（予定）】

●適用日：平成28年4月1日

	①	①		①+②	
	労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	4/1000 (5/1000)	7/1000 (8.5/1000)	4/1000 (5/1000)	3/1000 (3.5/1000)	11/1000 (13.5/1000)
農林水産・ 清酒製造業	5/1000 (6/1000)	8/1000 (9.5/1000)	5/1000 (6/1000)	3/1000 (3.5/1000)	13/1000 (15.5/1000)
建設業	5/1000 (6/1000)	9/1000 (10.5/1000)	5/1000 (6/1000)	4/1000 (4.5/1000)	14/1000 (16.5/1000)

() 内は平成27年度の雇用保険料率

2. 労務管理の基礎知識



1年単位の変形労働時間制を採用した場合、割増賃金の支払いが必要となる時間外は以下のとおりです。

- ① 労使協定で1日8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間
- ② 労使協定で1週40時間を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は1週40時間を超えて労働した日（①で時間外労働となる時間を除く）
- ③ 対象期間の法定労働時間総枠を超えて労働した時間（①又は②で時間外労働となる時間を除く）

■ いろいろな労働時間制度

【2】1年単位の変形労働時間制

1年単位の変形労働時間制は、1ヵ月を超え1年以内の一定期間において平均労働時間が週40時間以内であれば、ある日に8時間、ある週に40時間を超えて働かせることができる制度です。なお、この制度を利用する場合は、特例措置対象事業場であっても1週間当たりの労働時間の上限は、44時間ではなく40時間となります。

◆制度を導入するには？

この制度を導入するためには次の手続きが必要です。

- ① 就業規則に1年単位の変形労働時間制を採用することを定める
- ② 次の項目を労使協定で締結し、労働基準監督署へ届け出る
 - ・ 対象労働者の範囲
 - ・ 対象期間（1ヵ月を超え1年以内の期間）および起算日
 - ・ 特定期間（業務が繁忙な期間）
 - ・ 労働日および労働日ごとの労働時間
 - ・ 労使協定の有効期間（1年以内）

◆対象期間における総労働時間

《計算式》40時間 × 対象期間の暦日数 ÷ 7

◆労働日数・労働時間・連続労働日数の限度

1年あたりの労働日数	280日（対象期間が3ヵ月を超える場合）
1日あたりの労働時間	10時間
1週間あたりの労働時間	52時間
連続労働日数（原則）	連続6日
連続労働日数（特定期間）	1週間に1日の休日が確保できる日数

3. 所長コラム



《追伸》

「安倍経済政策とかけてホールインワンと解く、そのころは、パットしない」、こんななぞかけも聞かれます。

4月9日に「総理と桜を見る会」に出席しますが、安倍ちゃんに会って言ってみよう！

■ 消費税

消費税を10%にすることに、ここのところ安倍総理周辺から反対の意見が出始めた。これはどうも雲行きが怪しい（3月19日現在）。消費者とすれば朗報です。総理周辺から反対の意見が聞かれるようになりましたが、実は総理自身も経済状況からして厳しいことはご存知で、増税見送りの為の証拠作りと発表のタイミングを計っている、そんな所でしょうか？これはあくまでも僕の想像。

今、消費税を増税することは、日本経済に打撃を与えることは確かだと思う。また福祉の将来にも打撃を与えることは確かです。

さあー、安倍さんの選択はどちらに？